

日本繊維産業連盟「繊維製品に係る有害物質の不使用方法に関する自主基準」②

今年3月に日本繊維産業連盟が発表し、経済産業省も“広く関係者に対して周知を行っていきます”とコメントを発表した「繊維製品に係る有害物質の不使用方法に関する自主基準」の概要を紹介する第2回目です(4回シリーズ)。

7月には厚生労働省で薬事・食品衛生審議会 化学物質安全対策部会が開催され、繊維製品に関する特定芳香族アミンの状況について話し合われたようです。本件への対応は「今すぐに」という切羽詰まった状況ではないものの、社会的な観点からは、繊維産業全体として徐々に対応が求められるものと思われます。→本シリーズ「①」は[こちら](#)

4. 自主基準における規制対象物質

◆前回紹介した外衣・下着・寝具等、対象となるアイテムを所定の試験法で処理した結果、22種類の特定芳香族アミンを生成するおそれのある、「アゾ色素」(染料、顔料)を対象としている。

今回の自主基準では、特定芳香族アミンそのものを使用制限しているわけではない。染料や顔料中のアゾ基が還元分解(人体の皮膚表面の細菌の働き等を想定)され、人体に害を及ぼす特定芳香族アミンを生成するおそれのあることを懸念している。

◆発がん性のおそれのある特定芳香族アミン 22種類は、以下の通り。

1	Biphenyl-4-ylamine	9	4,4'-Diaminodiphenylmethane	17	4,4'-Thiodianiline
2	Benzidine	10	3,3'-Dichlorobenzidine	18	o-Toluidine
3	4-Chloro-o-toluidine	11	3,3'-Dimethoxybenzidine	19	4-Methyl-m-phenylenediamine
4	2-Naphthylamine	12	3,3'-Dimethylbenzidine	20	2,4,5-Trimethylaniline
5	o-Aminoazotoluene	13	4,4'-Methylenedi-o-toluidine	21	o-Anisidine
6	5-Nitro-o-toluidine	14	6-Methoxy-m-toluidine	22	4-Aminoazobenzene
7	4-Chloroaniline	15	4,4'-Methylene-bis-(2-chloro-aniline)		
8	4-Methoxy-m-phenylenediamine	16	4,4'-Oxydianiline		

5. 対象となるアゾ色素の使用状況の確認

- ◆基本的な考え方「特定芳香族アミンを還元生成することが知られている染料・顔料を使用しなければ、特定芳香族アミンは基本的に生成されることはない」
- ◆染料・顔料の製造元の協力を得て、個別の染料・顔料について特定芳香族アミンを生成することがないことの確認を励行する。

この情報が正しい場合は、対象となるアゾ色素の「不使用宣言」を行う。
また、分析試験による不使用の証明により、担保力や信頼力が増すと考えられる。

◆EUの試験規格(付属書)によると、検出値が30 mg/kg以下の場合には「未検出」、それを超える場合は「検出レベルは30 mg/kg超」であり、「特定芳香族アミンを生成するアゾ色素が使用されていることが示唆される」と報告することが推奨されている。

ニッセンケンのアゾ色素分析

日本で唯一のエコテックス国際共同体加盟試験機関であるニッセンケンでは、中国の繊維製品基本安全規範 GB18041 に対応できる特定芳香族アミン 24物質の分析を行っています。

分析料金: 1点当たり 12,000 円(ポリエステル及びポリエステル混はプラス 3,000 円)

※同一商品であれば、各色3点まで1点として取り扱えます

割引: 5点で 10%引き、10点で 20%引き。それ以上はご相談ください

納期: 通常1週間

